

国における母子保健対策 ～特に子育て世代包括支援センターについて～

近年、少子高齢化や核家族化の進行、晩婚化、晩産化、育児の孤立化など妊産婦や乳幼児（以下「妊産婦等」という。）を取り巻く環境が変化している。

このような中、政府全体の動きとして、子ども・子育て支援新制度が 2015 年 4 月に本格施行され、2015 年 9 月には「夢をつむぐ子育て支援」を第二の矢とするアベノミクス「新・三本の矢」が出された。2016 年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」にも子育て支援に関連する様々な施策が盛り込まれた。この中には、妊娠期から子育て期にかけての切れ目のない支援として「子育て世代包括支援センター（以下「センター」という。）」も盛り込まれており、2020 年度末までの全国展開を目指すこととしている。

センターは、2017 年 4 月 1 日現在 525 市区町村 1,106 か所で設置されている。地域や人口規模により設置状況が異なるが、全国どの地域でも「妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援」の機能を持つ「仕組み」が確保されるよう、より一層の推進が求められている。

センターでは、全ての妊産婦等を対象に予防的な視点を中心としたポピュレーションアプローチを行うとともに、関係者の調整等が必要と判断される妊産婦等へ支援プランを策定する等、きめ細かな相談支援等を行うこととしており、どの地域に住んでいても、妊産婦等が安心して心身ともに健康な生活ができるよう、利用者目線に立って、一貫性・整合性のある支援が実現されることが期待されている。

センターの設置・運営にあたっては、これまでの母子保健事業や子育て支援事業の実施状況や関係機関との連携状況等を踏まえ、各市町村に合った姿をデザインすることが重要である。保健所をはじめとする都道府県においては、市町村間の情報共有のための連絡調整会議や研修を開催する等、市町村の支援をお願いしたい。